

地域性在来植物トレーサビリティ認定規定

2016(H28).05.20 発行

1. 適用範囲

本規定は、在来植物を採取、育成する事業者が扱う緑化植物（以下、「製品」という）のトレーサビリティを認定するための手続きについて規定する。

2. 関連規定

地域性在来植物トレーサビリティ管理規定（以下、「トレーサビリティ管理規定」という）

地域性在来植物選定ガイドライン

3. 認定基準

トレーサビリティ管理規定による。

4. 事業所認定審査

（1）製品の認定を受けようとする事業者は、事前に、事業所ごとに、管理体制について認定審査を受けなければならない。

（2）審査は、本規定及びトレーサビリティ管理規定に従って行う。

（3）工程の一部を外部委託する場合は、外部委託先も、本規定に従い、事業所認定審査を受けなければならない。

4. 1 提出書類

事業者は、トレーサビリティ及び採取から育成、出荷に至る管理体制の説明資料を添付した事業所認定審査申請書を提出する。

説明資料は、以下とする。

（1）事業者のパンフレットなど事業概要

（2）組織図

（3）トレーサビリティ管理規定で要求されている資料（人的資源の資料、設備資料、トレーサビリティ管理資料、棚卸台帳、外部委託先関連資料、その他の資料）

4. 2 審査及び報告

（1）事業所認定審査は、管理体制に関する説明資料の書類審査及び現地審査とする。

（2）審査は、審査員及び専門審査員の2名が行う。

（3）審査員は、専門審査員の審査結果を含めた事業所認定審査報告書を作成し、認定委員会に提出する。

4. 3 事業所認定及び更新

（1）認定委員会は、事業所認定審査報告書に基づき、事業所の認定を行う。

（2）事業所認定審査の有効期間は2年間とし、更新審査を受けなければならない。

ただし、製品審査が、年1回以上、継続的に行われ、かつ、不適合が発見されない場合は、現地審査を省略することができる。

5. 製品認定審査

5. 1 提出書類

製品認定を得るために提出する書類は、以下とする。

提出は、電子媒体による方法でも良いこととする。

(1) 出荷前の写真

種ごとに1枚以上の写真とする

(2) 採取時の写真（採取場所全景及び対象種）

(3) トレーサビリティ管理規定7項で要求されたトレーサビリティを証明する記録

(4) 地域の植物誌、植物目録など、種の自然分布を示す資料

5. 2 審査及び報告

(1) 製品認定審査は、審査員及び専門審査員の2名が行う。

(2) 製品認定審査は、本規定5.1項に従って提出された資料を用いた書類審査とする。

(3) 植物に関する審査は、専門審査員が行い、トレーサビリティ記録及びその他申請書類に関する審査は、審査員が行う。

(4) 書類審査の結果、追加の資料が必要ある場合は、追加資料の提出を要求することができる。

また、書類審査の結果、現地確認が必要と判断した場合は、事業者は、現地確認に協力しなければならない。

(5) 審査員は、専門審査員の審査結果を含めた製品審査報告書を作成し、認定委員会に提出する。

5. 3 製品認定

認定委員会は、製品審査報告書に基づき、申請された製品の採取地及び採取から出荷までの申請に係る工程の履歴を認定する。

6. 機密保持及び情報セキュリティ管理

(1) 審査員、専門審査員、認定委員は、審査及び認定において知り得た事項を他者に漏らしてはならない。

(2) トレーサビリティ記録には、採取地に関する情報があり、盗掘防止の観点から、公開は行わない。また、情報が漏洩しないように管理する。

解 説

A1. 事業所認定及び製品認定

本規定では、製品認定を行う前に、事業所認定を行う。これは、本制度の信頼性を高めることを目的としている。

一般に、製品認定を行う場合は、製品検査だけを行う場合、製品を製造している事業所の認定だけを行う場合、及び事業所の認定と製品検査との両者を行う場合とに大別される。量産している工業製品では、品質が安定しているので、事業所認定だけを行う場合が多い。一方、単発的に生産が行われる製品では、製品検査により認定が行われる。さらに、厳しい品質要求がある分野では、事業所認定と製品検査の両者が行われる。

本制度は、種のトレーサビリティを認定することから、工程中における管理が重要という特性を持つ。このことから、採取から育成、出荷に至る工程を審査することが必要であり、事業所認定を行い、その上で、製品の出荷時に写真及び記録により審査を行うこととした。事業所認定を受審することは、事業者にとっては、管理体制を整備する機会であり、地域性在来植物による適正な緑化の普及発展に寄与する。

A2. 事業所認定審査

事業所認定審査では、トレーサビリティ記録だけでなく、業務に従事する人に係る記録（経験、教育、資格等）、設備の管理状況、種子・苗などの保管・管理状況が審査の対象となる。

更新審査では、現地審査が省略されることもあるが、この場合でも、業務に従事する人に係る記録（経験、教育、資格等）、棚卸記録、廃却品の処理記録、外部委託先との記録、事業所認定審査時の指摘事項に対する対応状況等は、審査の対象となるので、更新審査時には、関係資料を提出する必要がある。

A3. 製品認定審査

製品認定審査では、種数が多い場合は、抜き取りで検査を行うことは、可能であるが、その場合は、抜き取り率、不適合の発生率を記録する。抜き取り検査で、不適合が発見された場合は、全数検査を行う。また、場合により、現地確認を実施する。